

2010.2.4 「小沢不起訴、怒れ国民！」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。

今日、2月4日の朝刊で、小沢民主党幹事長は不起訴になる見通しであるとの報道がありました。石川議員達は起訴だということです。

この検察の処置がもし事実であるならば、到底納得できません。先日、小沢幹事長の2回目の事情聴取が行われたという報道がありました。私が特に気になるのは、その後、小沢幹事長が「もしも刑事責任が問われたら非常に責任が重い」という表現をするようになった事です。この2回目のときに「小沢さん、貴方には刑事責任を追究しない」という主旨のニュアンスが検察からあったのではないかと。自分が起訴されないという確信を持ったからこそ、あのような発言が出たのだらう、そのような疑いすら感じられます。

特に小沢さんのこの問題では、起訴される石川議員達が、小沢先生の4億円の原資を隠すために、わざわざ銀行から借り入れして偽装したのだ、そのことを小沢先生にも了解して頂いたのだという証言をしているのです。これは、小沢さんがこの事件に関与している決定的な証言であると思っております。こういう事実があるのに起訴しないということ自体、検察は腰が引けていると言わざるを得ないと思います。

金丸事件を思い出しますが、あの時小沢氏は、略式起訴という形で政治資金規正法違反の問題を処分しようとしてしました。それに国民の世論が反発をして、その批判が検察に向けられました。黄色いペンキが検察庁にかけられ、そこから検察が動き出して金丸さんが逮捕され議員辞職することになりました。今回も、もう一度国民が怒らなければなりません。検察の不起訴相当はおかしいのではないかと、もう一度、市民団体をはじめ多くの国民が検察に対して抗議をし、そして検査審査会にかけられ、二度起訴相当という処分になれば強制的に起訴できるわけです。この問題を断じて一件落着で終わらせるわけにはいきません。道義的責任の追及も勿論していかなければなりません。まず検察がこの問題について法的な責任を小沢さんに問うべきです。そのことを国民の皆さんに引き続き訴えていきたいと思っております。

検察がこういう処分をしたもう一つの背景には、鳩山総理の虚偽記載との関係があります。鳩山総理の国会での発言は、納得できない、明らかにおかしなものが沢山あるのです。年間1億8000万もお母さんから貰って、自分が5000万も6000万も入れて、そのお金の出入りを全く知らなかった。こういうこと自体あり得ません。検察は鳩山総理から事情聴取さえもしなかった。そして鳩山総理は「自分も一切知らない、知らない以上どうしようもできない。」という開き直りの発言を繰り返しています。知らないものは責任を取れない。こういう形で検察は鳩山総理の起訴を行いませんでした。同じ理屈で、幾つかの矛盾する証言があちこちでみられているにも関わらず、小沢さんの刑事責任を追究しませんでした。

鳩山総理に対する検察の甘い処分の基準の適用、つまり鳩山基準が小沢さんに適用されたことにより、起訴できなくなってしまった。検察の総理に対する捜査の甘さが、小沢さんの処分の甘さに繋がってきていると言ってもいいかと思っております。

鳩山さんと小沢さんの問題は、政治家の直接関わった事件です。秘書の事件ではなく、政治家本人の問題なのです。彼ら二人には政治家としての資格がない。そのことを私は断言したいと思います。国民の皆様の大きな怒りの声を、検察に上げて頂きたいと思います。

今後とも、よろしくお願いします。ありがとうございました。